

四條畷市議会だより



議長 森本 勉

議長の小部屋

正副議長は、ほぼ毎日のように行政側から議案・施策の説明や各種報告を受け、適切に各議員に伝わるよう助言を行い、議会事務局とも頻繁に打ち合わせをします。全国・近畿・大阪府・北河内の各市議会議長会に出席し、議員活動の向上や広域連携について協議します。議長は市役所では新規採用職員発令式や民生委員推薦会・福祉基金事業運営委員会など、市内外では小中学校の入学式・卒業式、商工会など各種団体の総会等、北河内や大東四條畷の消防訓練にも出席します。

主な掲載内容

- 02 懲罰事案の結果報告
- 03-04 9月定例議会及び
7月臨時議会のあらまし・審議結果
- 05 委員会報告
- 06 監査報告／一般質問一覧表
- 07-12 一般質問
- 12 次回定例議会・委員会の予定等

9月17日の本会議で懲罰動議が可決されました

坂本勇基議員に、議場における陳謝、渡辺裕議員に、議場における戒告を決定。

◎懲罰事案と経過

7月10日 「四條畷市公共施設再編に関する調査研究特別委員会」審議直後に市長から議長に会議中の複数議員による強圧的発言について厳重な抗議があった。

7月12日 市議会議員7人から、坂本勇基議員による職員と委員長への怒声による発言、渡辺裕議員の特定の職員に対する不規則発言について懲罰動議が提出された。

◎懲罰特別委員会での審査

7月23日 臨時議会において懲罰特別委員会へ付託した。動議内容の確認、出席職員へのアンケート調査および対象議員の弁明による事実確認のうえで、懲罰の是非の審査を進めることを決定した。

8月 2日 種々の論点整理の後、次回市長の出席要請と専門業者の監修を受けたアンケート最終案を示すことを決定。続いて対象議員の弁明と質疑を行った。

8月22日 委員長から市長に対して、議長への抗議に至った経緯など質問があり、職員を守る立場として看過できなかった等の答弁があった。委員から事実確認と市長の心証に関して質疑があった。アンケートは議論の結果、受託業者の見解を得てから実施の可否を次回で決定することとした。

8月26日 アンケートは一般社団法人日本ハラスメント協会に委託して実施するとし、日程を決定した。

9月11日 アンケートでは、対象43人中35人から回答が得られた。それを踏まえて、日本ハラスメント協会としては、両議員の言動は客観的に見て不適切であったことは間違いないとの指摘があった。さらに今後議会としてのハラスメント防止対策として全議員を対象としたハラスメント研修などを助言された。そして両議員に対して懲罰事犯として懲罰を科すべきか、科すとすればいずれの懲罰を科すべきかの議論の後に、坂本勇基議員へは陳謝の懲罰を賛成多数で決定、渡辺裕議員へは全会一致で戒告の懲罰が決定された。

◎本会議での採決結果

9月17日 本会議において懲罰事案2件が上程され、委員長報告のあとまず坂本勇基議員の懲罰を審議。出席停止が望ましいが初めてのことで一段低い陳謝が妥当との賛成討論、戒告が望ましいとの反対討論があった。採決の結果、「議場での陳謝」を科すことを賛成多数で可決。直ちに同議員による陳謝が行われた。続いて渡辺裕議員には「戒告」を科すことを退席議員を除く全会一致で可決。直ちに議長から戒告が申し渡された。その後、議長から市民および職員に対して陳謝が行われた。

※法律により、当事者ならびに議長は採決に参加できない。

【参考】地方自治法第135条に定める懲罰の種類(軽い順) ①公開の議場における戒告 ②公開の議場における陳謝 ③一定期間の出席停止 ④除名

議長による議場での陳謝文概要

市民の皆様へ申し上げます。このたび公共施設再編に関する調査研究特別委員会におきまして、複数の議員から恫喝的とも表現をされました威圧的な発言、職員を侮辱するような不規則発言があり、市長から私議長に対し、厳重な抗議がございました。そして、議会の秩序と品位を著しく損なったと判断されました有志議員の発議によりまして、四條畷市議会史上初めての懲罰委員会が設置されました。この間、ニュースなどの報道により、市民の皆様には大変なご心配、不愉快な思いをおかけしましたことに心からお詫び申し上げます。

市長はじめ理事者の皆様方には想像を絶する心的負担をおかけすることになりましたうえに、市長におかれましては参考人としてご証言もいただき、幹部職員の皆様方にはアンケート調査にもご協力をいただき、さらなる心的負担をおかけしたこともあり、重ねて深くお詫び申し上げます。

私は、品格と思いやりを持ってお互いを尊重し、市民の皆様のために有意義な議論が尽くされますことを常々お願いをしてまいりましたが、今回の事案は痛恨の極みでございます。本当に、本当に市民の皆様にも重ねて深くお詫び申し上げる次第でございます。

我々議会といたしまして、新たなスタートを今日から始めさせていただき、失いましたご信頼を回復すべく、全員で真摯に取り組んでまいり所存でございますので、何とぞどうぞよろしくお願い申し上げます。

我々は日本国憲法におきまして、表現の自由、また多くの権利を与えられてはおりますが、言葉の暴力によって人を傷つける権利はどこにもございません。一方で、今回処分を受けた議員にはご家族があります。この事件とご家族とは何の関係もございません。どうぞ温かく、温かく接していただきますことを心からお願い申し上げます。本当にこのたびは申し訳ございませんでした。

9月定例議会及び7月臨時議会のあらまし

令和6年9月定例議会は、議会期間を2日から18日までとして開会しました。

この定例議会では、報告5件、決算の認定6件、四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正など4件、大阪広域水道企業団の規約変更に関する協議1件、大阪府後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更1件、令和6年度一般会計などの補正予算4件、懲罰動議2件と、補正予算の付帯決議1件について審議を行い、令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定と令和5年度下水道事業会計決算の認定を12月定例議会ま

での継続審査としたほかはすべて可決しました。

なお、令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第5号)については、議員3名より修正案が提出されましたが、原案可決となりました。

また7月23日に臨時議会を開催し、四條畷市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の新規条例の制定1件、支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について1件、令和6年度一般会計補正予算(第4号)について審議を行い、それぞれ可決しました。

令和6年9月定例議会審議結果 全会一致で可決等した議案

議案の説明はこちら



	件 名	議決結果
報告	例月出納検査結果報告について(令和6年4月分から同年6月分まで)	報告終結
	監査結果報告について(地方自治法第98条第2項の議会請求による事務の監査に係る監査結果報告)	報告終結
	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	報告終結
	令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	報告終結
	令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について	報告終結
決算	令和5年度四條畷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	令和5年度四條畷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
	令和5年度四條畷市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
条例改正	四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	四條畷市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
その他	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	可決
	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	可決
補正予算	令和6年度四條畷市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
	令和6年度四條畷市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
	令和6年度四條畷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決

12月定例議会までの継続審査とした案件

	件 名	議決結果
決算	令和5年度四條畷市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
決算	令和5年度四條畷市下水道事業会計決算の認定について	継続審査

令和 6 年 9 月定例議会審議結果

○賛成、×反対、欠 欠席、除 除斥、一採決に参加せず

審議した議案と議員の賛否		結果	大阪維新の会 四條畷市議会 議員団			畷ビジョン の会		市議会 公明党		なわて 葵風会				会派 に属さ ない議員
			土井	坂本	柳生	長畑	島	若松	吉田 (涼)	吉田 (裕)	渡辺	藤本	森本	岸田
決算	令和5年度四條畷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	※	×
懲罰 動議	坂本勇基議員に対する懲罰の動議 陳謝の懲罰を科すべきもの	可決	×	除	×	○	○	○	○	○	—	○	※	○
	渡辺裕議員に対する懲罰の動議 戒告の懲罰を科すべきもの	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	除	○	※	○
補正 予算	令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第5号)	修正案 否決	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	※	×
	修正案提出者:土井一慶議員、坂本勇基議員、柳生駿祐議員	原案可決	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	※	○
その他	令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議	可決	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	※	○

※議長は法律により採決に参加できません。

議員6人が付帯決議を提出

本会議2日目に、議員6人から、議案第17号 令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第5号)に対する付帯決議案が提出されました。内容は、公共施設に係る根本資料の過ちがあったため、調査業務を進めるにあたり、財産台帳などの根本資料について適宜早急に徹底的な調査を求めるとするものです。
審議の結果、賛成多数で可決となりました。



全文はこちら

付帯決議とは？

可決された予算等の施行にあたって意見表明する決議のこと。

令和 6 年 7 月臨時議会審議結果
全会一致で可決等した議案

議案の説明はこちら



件 名		議決結果
その他	支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について	原案可決
条例 改正	令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第4号)	原案可決

○賛成、×反対

審議した議案と議員の賛否		結果	大阪維新の会 四條畷市議会 議員団			畷ビジョン の会		市議会 公明党		なわて 葵風会				会派 に属さ ない議員
			土井	坂本	柳生	長畑	島	若松	吉田 (涼)	吉田 (裕)	渡辺	藤本	森本	岸田
新規 条例	四條畷市の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×

※議長は法律により採決に参加できません。

委員会報告

予算決算常任委員会

令和6年度四條畷市一般会計補正予算(第5号)について審査しました

(原案)現予算から4億8412万6千円を増額し、歳入歳出予算総額を255億723万1千円と定めるものです。

(付託された委員会で審査した内容の一部を抜粋しています)

なわてふれあい教室運営業務委託

☞指導員不足を解消するために民間委託するが、有資格の指導員が当日休みになった場合の代替者の有資格の確認は行うのか。

☑当日の代替者は必ず有資格者であることを確認してもらうことになる。

空家対策事務

☞適正な管理をせず放置している家の雑草を市が除去作業し、その費用を持ち主に請求することはできないか。

☑空家法に基づく代執行の場合は、特定空家に認定していることが前提となり、そのうえで住環境に保全上著しく危険など影響を与えるならば代執行もありえると考える。

(修正案:土井一慶議員、坂本勇基議員、柳生駿祐議員から提出)

総務費の総務管理費及び民生費の児童福祉費において、公共施設再編に係る業務委託料が計上されているが、計画的で一貫性があり、かつ公平で透明性のある行政運営が求められる中、市民目線に立った慎重な審議を願う思いで、当該事業実施に係る予算額を歳入歳出予算から削り、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億9386万6千円に修正するものです。

公共施設再編に関する調査研究特別委員会

6月24日の本会議で、委員会の設置が可決、8月31日までの継続調査

(付託された委員会で審査した内容の一部を抜粋しています)

1回目(6月24日)

本委員会のスケジュール(案)、個別施設計画改訂(原案)の反映についての協議及び9月定例議会に補正予算の内容の協議の結果を、本委員会調査研究の成果としたい考え。

2回目(7月10日)

理事者から、新たな整備方針を作成し取りまとめ、計画改訂に向けた基本的な考え方の説明と、今後のスケジュールについての説明。

3回目(7月23日)

議論が深まり意見集約などの目的を達成したため、予定は5回だったが、3回目で終了となった。

【主な意見、提言】

- ・市庁舎建て替えにあたり地盤調査
- ・市役所庁内配置は市民の利便性に留意
- ・財政の運営に関すること
- ・計画自体の透明性の確保
- ・耐震構造と免震構造に関すること
- ・安全面を考えた計画
- ・7か所案の試算方法
- ・総合センターに整備するこども園の配置
- ・総合センターと子ども園の共有部分の合理化
- ・長寿命化の観点を取り入れた検討
- ・教育支援センターの整備に関すること
- ・こども園の現地建て替えを進めること
- ・備蓄品の早期分散備蓄

など

令和6年6月議員提出議案で原案可決となった 「令和6年度四條畷市一般会計公共施設等総合管理計画関係事務に係る 事務の監査請求について」の監査結果報告書

第1 市議会からの請求

「四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託の契約事務」について（6月26日提出）

第2 監査の実施（6月28日から8月23日まで）

請求に係る事務（以下「本件事務」という。）については、請求理由が「中核的施設を整備するためには敷地面積が過小となる見込みを持ちながら、入札契約等事務執行を行った瑕疵の有無等について検討する必要がある」とあり、これを踏まえ、「本件契約は、有効であるか」と「本件事務は、適正に執行されたものであったのか」に着眼して実施。

第3 監査の結果

事実関係として、①本件事務の実施に至る経緯②本件事務の概要③敷地面積が相違していることに対する関係職員の認識と契約手続等への対応など④敷地面積が相違していることの市議会への情報提供及び市民への周知を確認し、以上に基づき監査委員は、①本件事務に係る契約の有効性について②本件事務の執行の適正さについての判断をした。結論としては、①本件契約は、有効である。②本件事務の執行は、「誤った面積で公募型プロポーザル公告をしたこと」「情報共有や情報提供の遅延」の点について適切とは言えない。最後に監査委員の意見としては、①公有財産台帳の整備②庁内の情報共有③意思決定過程の明確化以上のとおりである。

一般質問

令和6年9月定例議会

1. 岸田 敦子 議員

- 京阪バスの路線廃止の知らせを受けての対応について
- PFAS(有機フッ素化合物)の調査について
- 南中跡地と東小跡地のランドピアノの活用について
- 12月の市長選挙に向けた電子投票の進捗について

2. 柳生 駿祐 議員

- 国道163号沿道のまちづくり
- みんなで防ぐための熱中症対策
- 人事戦略基本方針の更なる展開は

3. 坂本 勇基 議員

- 教頭マネジメント支援員について
- 全国標準学力検査(NRT)結果を改善・向上できる今後の取り組みについて
- 未来技術社会実装事業のドローン事業の取り組みについて

4. 若松 正治 議員

- 子どもたちへの安全教育について
- 災害時の備え(トイレ問題)

5. 吉田 裕彦 議員

- 令和6年 人事院勧告による本市の対応について
- DX推進による本市の現状について

6. 吉田 涼子 議員

- マンホールの鉄蓋を活用した広告事業について
- 高齢者の支援について
- 小・中学校へ給水機の設置について

7. 藤本 美佐子 議員

- なわてふれあい教室について
- おでかけサポートタクシーについて
- 介護保険事業について

8. 土井 一慶 議員

- 生活排水の適正処理について
- 児童の通学について
- 入札・契約について

9. 長畑 浩則 議員

- 公共施設再編について

10. 島 弘一 議員

- 田原台の未利用宅地について
- くすの木公園に対する地域の評価等について
- 通学時の熱中症対策について

11. 渡辺 裕 議員

- 公共施設再編について
- 下水道事業経営戦略について

9月17、18日に、11人の議員が行いました。
青色の項目はその概要を掲載しています。



会派に属さない議員
岸田 敦子 議員



京阪バスの路線廃止の知らせを受けての対応について

問 清滝地区の住民は忍ヶ丘駅や畷生会病院、イオンへのバスが激減するため、生活に大きく直結する危機感を持っている。1日25便前後のバスが丸々なくなることが一部の市民に与える影響をどう考えるか。

答 運行しているものが廃止されることについては、何かしらの影響は発生してくるものと認識している。

問 だからこそ代替の検討をしてほしい。寝屋川市が今年度から独自で運行しているねやBUS。京阪バスの継続が叶わないなら、寝屋川や交野と同じように、市として対策を考える必要があるのではないか。

答 施策を検討するに当たっては、まず、現在廃止に係る影響範囲の把握分析から始めることが重要と考えている。現在、そのデータを収集段階であり、具体的な検討にはまだ至っていない。

問 今回廃止されるバスが運行される時、コミュニティバスは四条畷行きが中心になり、忍ヶ丘行きは一日4本となった経過もある。来年度に向けてルート変更を少しでも、忍ヶ丘やイオン行きのバスを増便するという検討はぜひしてほしい。最後に市長へ、今後どう対応していくつもりか。

答 現行施策のおでかけサポートタクシーを激変緩和に繋げていくことは、策のひとつとして考えており、どのように拡充するかは、情報を基に進めていきたい。コミュニティバスは、一定の時間を要するが、当時定めたときから状況は間違いなく変わっている。状況の変化や交通会議の委員の意見も踏まえて柔軟な、市民に寄り添ったダイヤにしていこうと、今市として取り得る方策かと考えている。

<京阪バスの路線廃止の代替の検討>

1. 路線を継続するための費用交渉について、京阪バスと協議する。
2. 寝屋川市や交野市のように市独自のバスの運行を考え、市民の移動手段を確保する。
3. 現在のコミュニティバスについて、四条畷駅行きのバスの何本かを忍ヶ丘～イオンモール行きに切り換えられるか検討・協議する。
4. おでかけサポートタクシーの行き先を病院や買物先なども対象にする。
5. 社会福祉協議会の送迎事業、電通大や栗岡学園のスクールバス、畷生会病院やその他の医療・介護施設の送迎車など、協力できる体制づくりを打診する。
6. バスの乗り継ぎの必要性も想定されることから、乗り継ぎをする人や高齢者への外出支援のためのバス料金軽減のチケットを発行する。

岸田議員が質問時に示した代替案の資料



大阪維新の会 四條畷市議会議員団
柳生 駿祐 議員



国道163号沿道のまちづくり

問 都市計画マスタープランは、来年度から見直しの検討に入り、9年度に中間見直しを行う。私は、ほ場整備事業を進めている所は除き**国道163号沿道**は市街化調整区域を外す等をして、**沿道の開発を促していく方が**良いと考えている。どんな手順であれば開発ができるのか。

答 市街化調整区域において開発行為を行おうとする場合は、市街化区域へ編入してから行うか、一定の制限等はあるが、市街化調整区域のまま地区計画を定める行のかの2つの方法が考えられる。

問 国道163号沿道の一部を市街化区域へ編入ができると**約1億円の税収増を見込むことができる**可能性があるかと試算した。いずれの方法にせよ、**第一歩は都市計画マスタープランの改定**である。改定時には何を追記していくことになるのか。

答 社会経済情勢等を踏まえ、国道163号だけでなく市域全域を俯瞰したまちづくりを考え、改定作業を行っていくこととなり、その中で議員が示すエリアに対する意見も併せて検討していく。

みんなで防ぐための熱中症対策

問 熱中症**特別警戒アラート**の運用が始まった。学校側、また行政側ですべきことを伺う。**クーリングシェルター**は児童生徒へ周知はできているか。

答 学級指導、集会、学校だより等により周知済み。

問 市内で9か所しかないため、通学路近隣のコンビニ等でクーリングシェルターとしての役割を一部依頼することは、どう考えるか。

答 民間の協力を得ていきたい。ホームページ等で募集を検討していきたい。

問 学校に給水スポットはあるのか。設置の検討状況は。

答 中学校に合計7台ある。安全・安心を基に給水機等の設置も熱中症対策の一つとして調査研究が必要と認識している。

問 小学校には**給水スポットはない**。給水機の設置を強く要望する。熱中症になってるかどうかの自己判断は難しい。またクーリングシェルターの柔軟な受け入れや場所の周知を要望する。加えて学校の指導として、自ら助けを求めるという生き抜く力を育んでもらいたい。



大阪維新の会 四條畷市議会議員団

坂本 勇基 議員



教頭マネジメント支援員について

問 個人情報を多く扱う学校施設での教頭マネジメント支援員の属性、特徴、権限などを明確化し、情報漏えい等の防止に努める必要があると思うが、採用資格要件およびインシデント発生時の対応を伺う。

答 教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、市が会計年度任用職員として雇用のうえ、業務支援人材を配置する。教員免許所持者、退職教員、教育委員会事務局勤務経験者のいずれかに該当する者を資格要件としており、個人情報の取扱いなど事故の防止には十分注意を促している。インシデント発生時は教職員と同じく、状況と内容により厳正な対応を検討しなければならないと考えている。

全国標準学力検査(NRT)結果を改善・向上できる今後の取り組みについて

問 本市の学力レベルは全国の学力偏差値を50として比較した際、小学校の平均偏差値は約47、中学校の平均偏差値は約46.8であり、「下回る」となった項目は95.7%に及び、学力向上に向けた取り組みが必要。原因と今後の具体的な取り組みを伺う。

答 家庭学習時間が学力低下の大きな要因であると分析しており、家庭学習時間30分未満の児童生徒の減少が急務と考える。指導主事による全校訪問を実施し、日々の家庭学習支援に係る学校の取り組みの充実を図っていく。

問 泉南市ではNRTと認知能力検査(NINO)を併用して、児童生徒の弱点を個々で選出している。その弱点が語彙力、読解力、暗記力などのどこにあるかを選出し、数値で明確化することで、授業や家庭学習に展開して学力向上が図られると思う。本市としても併用することで学力の向上が図られると思うがいかがか。

答 NINOはNRTと同一会社の検査項目のようなのでクロス集計も行えるのではと認識している。しっかりと整理したうえで効果を把握していかなければと感じている。

問 泉南市からも情報収集を行い、学力向上に向けたひとつの具体案として前向きに検討されたい。



市議会公明党

若松 正治 議員



子どもたちへの安全教育について

問 自然災害や犯罪などから子どもたちを守るために、実施している安全教育はどのようなものがあるか。

答 各校で作成している安全に関する年間計画に基づき、消防署や警察等の関係機関と連携し、台風などの風水害、火災、地震及び不審者の侵入を想定した避難訓練のほか、歩行及び自転車等の交通安全教室を実施している。また、保健等の教科指導で、防災の取り組みや災害時の対応について学習しており、併せて校外学習で防災関連施設の見学をする機会もある。

問 自然災害から身を守る防災、痴漢や誘拐などへの注意喚起を促す防犯、通学路や地域での交通事故回避など、子どもたち自身が防災の知識を身につけ、大人がいない場合を想定した訓練、座学のみではなく、さまざまな実態を想定した実践的な体験的な安全教育を行うことが重要だと考える。

災害時の備え(トイレ問題)

問 トイレ不足により、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗し、エコノミー症候群になる人が増加するなど二次災害が懸念される。災害時のトイレ環境の改善は災害関連死を防ぐために不可欠な取り組みであり、被災者の命を守る取り組みとして重要である。必要数に対する備蓄の現状と発災直後の適切な携帯トイレの使用方法を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思うが、見解を伺う。

答 携帯トイレは、6年3月末時点で約4万8千回分を備蓄している。使用方法是、マニュアル等への掲載ではなく、使用時に直接分かるよう避難所の各トイレに掲示することが望ましいと考えている。

問 能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきている。トイレ環境の整備は命を守る取り組みに通じるため、本市でもこのトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えるが、見解を伺う。

答 日常時の活用方法や維持管理に要する経費などさまざまな課題もあることから、大規模災害時におけるトイレを確保する手法の一つとして今後も調査研究に努めていきたいと考えている。



なわて葵風会
吉田 裕彦 議員



令和6年 人事院勧告による本市の対応について

問 勧告の概要について。

答 人材確保等の課題に対応する給与制度のアップデートとして、新卒初任給や若年層を中心とした俸給月額的大幅な引上げ、地域手当の支給地域の見直し等の措置を行う。特に、地域手当の見直しは10年ぶりとなり、支給地域が市町村単位から都道府県単位へ広域化され、府においては大阪市及び吹田市を除き12%の支給割合とされている。

問 本市における地域手当の対応について。

答 現行7区分中6級地で支給割合は6%と指定。改定後は5区分中3級地で支給割合は12%と見直され、7年度には10%と示され、段階的に引上げ実施される。

DX推進による本市の現状について

問 市民課窓口改革の進捗について。

答 本年度稼働予定の申請書支援システム、いわゆる「書かない窓口」は、11月の運用開始に向け、準備を進めている。具体には、2月に市民課窓口レイアウト改革を実施し、プライバシーが確保されたブースを設置。また、関係各課に対し、5月に転入・転出・転居手続き時における確認内容のヒアリング調査、8月にシステムのデモ、説明会を実施し、現在はシステム導入に向けた手続きフローの調整などを行っている。今後は、庁内LANの配線工事、機器の調達、職員の操作研修などを経て、11月に本格稼働の予定。他、12月に戸籍謄本等のコンビニ交付を開始予定、7年4月には、住居表示台帳の電子化も予定している。

問 11月運用開始予定の「書かない窓口」は、市民の立場から具体的にどのように変わるのか。

答 今まで転入手続き等で複数回記入が必要だった住所や氏名が、本人確認書類の読み込みや市の保有するデータとの連携で、同時に他課で必要な手続きをシステムが自動判別し、案内票が作成され、届出証と記載する項目が減り、手続きがより簡単に完了するようになる。コンビニ交付の仕組みを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書の交付申請が窓口で行えるシステムも導入。この二つの機能を有したシステムで、市民の手続きを軽減、窓口の混雑緩和につなげたい。



市議会公明党
吉田 涼子 議員



高齢者の支援について

問 くすのき広域連合が解散し、4月から本市単独でのサービスが開始されたが、本市独自の新たなサービスがあるか。

答 本市独自の新たなサービスは、認知症の方の早期発見、早期保護を目的としたQRコードシール交付事業について見直しを行い、新たに家族やその支援者と直接連絡ができるよう認知症見守り伝言板システムを導入している。

問 寝屋川市では、満90歳以上で今まで一度も介護サービスを利用しなかった人に、健康高齢者祝い金として2万円の交付事業を行っている。本市も検討してもらいたい。

答 祝い金を交付することで、サービスを利用しないことを市が推奨しているような誤解を招きかねないことから、現在考えてはいない。

問 大東市の委託先が提供する事業で電球を変えるだけで利用でき、電源オン・オフを測定し、一定時間動きがなければ家族へメール発信するという機能を持つLED電球。高齢者の見守りサービスとして本市でも実施してもらいたい。

答 本市の状況や先進都市の事例を踏まえ検討する。

小・中学校へ給水機の設置について

問 学校内での熱中症対策は。

答 暑さ指数を確認し、体育授業等の判断をしている。また空調の有効活用、日差しよけテントの設置、こまめな水分補給、運動中の適時の休憩。体調不良の際には、保健室での休養、水分や塩分の補給、保冷剤等による冷却などの対応をしている。

問 熱中症対策には水分補給が欠かせない。給水機設置について保護者や教職員からの声はなかったか。

答 直近3年で2件程度。

問 本市では小中体育館は避難所となっている。給水機があれば災害時でも飲み水として水分補給が確保できる安心感がある。ぜひとも早急な導入を検討してもらいたいと思うが。

答 給水機等の設置、昨今の熱中症、気温の高い日が続いているということもあり、熱中症対策の一つとして調査研究が必要ということは認識している。

問 学校生活での安全対策の一つとして強く要望する。



なわて葵風会
藤本 美佐子 議員



おでかけサポートタクシーについて

問電話してからの待ち時間の内訳を問う。

答5年10月から6年7月までの利用実績のうち、駅前で直接乗車したケースなどを除くと、全体で932件。10分以内が全体の約85%を占める785件、10分から15分が全体の約11%を占める107件、合わせて全体の96%となる。

問この事業は、自立した高齢者や妊婦などの外出をサポートしつつ、空白地を埋める代替としての役目もあるのか。

答本事業の目的は交通空白地の解消ではなく、移動支援を目的として実証運行を始めたものである。

問おでかけサポートタクシーが今以上に普及すれば、十分に空白地を埋めるための交通になると思うが、周知が行き届いていない。周知の強化を図るためにバス廃止となる地域も含め再度回覧等を検討できないか。

答バス廃止となる地域だけでなく、運行区域である西部地域に回覧板を回すとともに、広報誌などにも再度の掲載を検討していきたいと考えている。

問広報誌の再度の掲載は何月号か。

答バスの廃止もあるので、早急に対応していきたい。

問当該タクシーの利用には登録が必要だが登録は一度で完了するのか。

答申請時と会員証の受取り時の計2回、本人の来庁が必要である。

問1回きりの来庁で完結できないのか。

答申請者本人の希望と承諾があれば、自宅ポストへ投函という形で柔軟な対応も行っている。

問この事業自体の対象年齢を下げる考えはないのか。

答現在は実証運行の位置づけのため、本格運行に移行するとなった際、改めて登録要件等を検討していきたい。

問本格運行に移行した際、年齢の引下げをすることを要望する。

また、バスに代わる公共交通の一つとして地域公共交通会議で話し合ってもらいたい事も要望する。

本市が今以上に市民の皆さんの利便性が高まり、四條畷に暮らせば高齢者になっても行きたい場所にいつでも行ける。そんな安心して暮らせるまちにしたいことを願います。



大阪維新の会 四條畷市議会議員団
土井 一慶 議員



生活排水の適正処理について

問私の地元南野で、用水路が白く濁り悪臭が漂っているのは把握しているか。

答把握済み。

問これらの原因は何か。

答生活雑排水が水路のほうに流れ込んでいる可能性がある。

問本地域に下水道が整備されたのはいつか。

答平成13年7月1日から供用開始。

問下水道法では、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。未接続の世帯に対しての指導は。

答2年度に要綱を策定し、指導を行っている。

問要綱の中の設置の猶予規定は設定しているのか。

答猶予については、事情ごとに七つの区分に分けて設定している。

問現在の対応状況は。

答面談して、改善の方向に向け検討がなされていることから、経過を観察している状況。

問早期に解決に向け取り組んでもらうよう要望する。

児童の通学について

問小学校における通学方法はどのような手法なのか。

答保護者及び地域の人たちに見守り等協力してもらいながら集団登校を実施。

問学校安全計画には学校施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要とあるが。

答作成要領から見ると、不十分なところが見られると考えている。

問集団登校制度を取り入れている決定権者は誰か。

答学校が集団登校というルールを決めていると考える。

問子ども会(育成会)に入らなかったら、集団登校の班に入れず、個別登校をするようにと言われたと相談を受けたが。どう考えるか。

答率直なところ困ったなという答えになる。

問この事案は、子ども会(育成会)の入会を否定しているのではなく、ひとり親家庭で仕事のために見送り当番ができないという理由である。子どもたちの安全を守るためにも、学校保健安全法のとおり、学校に関与していつてもらいたいことを要望する。



畷ビジョンの会
長畑 浩則 議員



公共施設再編について

問過去に戻ることができるなら、確か席数300人程度だったと思う。その市民ホールを含めた南中跡地を整備し、しかし、他の案は一旦止めておく。

つまり、市役所本庁舎は現在の案のとおり建て替へはせず、市民ホールも300では席数が足りないとの市民の声が多かったのも事実なので、現市民ホールも長寿命化を図ったうえで建て替へはせず、その後、慌てることなく南中跡地に建設されたホールの利用状況等あらゆるデータを鑑み、現市民ホールを現地で建て替へるのか、建て替へずに壊してしまうのか、今後の方針を決める。そうなると子ども園は現地で建て替へになり、そう言う事を考えれば、やりようがいくらでもあったと思う。

東市長も、南中跡地の整備イメージ図に市民や議会が賛成していれば、総合管理計画ができてから8年、また市長就任後、イメージ図を示されて5年も経った現在、南中跡地の整備は終わっており、人々に賑わっていたのにと感じているのではと思う。

また、8年度までと言われている公共施設等適正管理推進事業債にも十分に合い、その結果、本市の公共施設再編にかかる財政負担も軽減されていたと悔しく感じていることかと想像する。

そこで、当初案から多くの時間を費やしてきたが、9月定例議会で少し先が見えてきた感のある公共施設再編について、市長のこれまでの思いは。

答この2期8年というのは、個別施設計画と歩んできたと感じている。

市民の安全を考え、非耐震施設は一刻も早くなくしていきたい、有利な起債や財源を用いて財政に寄与したい、そういう思いから令和元年、市として原案を示した。ワークショップや市民との意見交換を重ね説明に尽くしてきたつもりだが、当時まだ未熟な部分もあり十分に説明し切ることができず、理解を得られなかったと思っている。

我々は現時点の案がベストと思っているが、足りない部分、見方を変えたら十分ではない点もあると思う。そういう部分を推進本部会議にて丁寧に検証を重ね、この案で良かったと議会の皆さん市民の皆さんに思ってもらえる案を、12月末を目途に改訂することをめざし頑張ってまいりたい。



畷ビジョンの会
島 弘一 議員



田原台の未利用宅地について

問まちの活性化のために本市からのアクションが必要と考える。現状をどのように考えているか。また、空き地をなくす施策案について考えを伺う。

答住民と共に、地域課題の解消と活性化に向けたまちづくりを実践している最中にある。これまでの取り組みとして地域内移動の課題解消に向け、地域ボランティアのサポートを受けた低速電気自動車の運行開始、公共空地等の有効活用に向けて地域の意見を反映させた活用基本構想(田原地域)を策定した。今年度は自動運転レベル4に向けた実証実験、公共空地等の活用基本計画の策定を予定している。これらの活動により引き続きまちの活性化や魅力づくりに努めていく。空き地については、土地所有者の財産であることから、その活用については、第一義的に土地所有者が検討するものと認識している。そのため、議員お示しの施策については、現時点では検討に至っていない。

くすの木公園に対する地域の評価等について

問公園内のペットのふん尿について対策を講じる予定があるのか。また、開園後の地域の評価はあるか。

答ペットの排せつ物への対策については、開園当初から利用者に向けた看板を設置している。さらに、利用者のマナー向上を呼びかけるため、ペットの排せつ物の処理に関する注意看板を追加で設置し、啓発に努めている。また、開園後の地域の評価についてアンケートや利用状況調査などは実施していない。一部、ペットの排せつ物やごみの散乱に対する意見はあるが、多くの来園者があることから、一定の評価はされているものと認識している。

通学時の熱中症対策について

問本市の通学時の熱中症対策の取り組みについて伺う。

答学校から家庭への啓発として睡眠時間の確保、朝食の摂取、スポーツドリンクを含めた十分な水分の準備、登校時におけるナップサック等の軽いかばんの使用、体操服や帽子の着用、日傘の準備などをお願いしている。



なわて葵風会
渡辺 裕 議員



下水道事業経営戦略について

問 下水道事業会計における独立採算制は、どのように定義されているか。

答 地方公営企業法において、経費は公営企業の経営に伴う収入をもって充当しなければならないと定義されている。

問 下水道事業会計では、中長期での収支見通しが成り立つのかという観点が非常に重要だ。本市の下水道使用料2206円は、府下で安い方から数えて16番目になり、使用料としては抑制できていると思う。しかし、下水道事業会計のために一般会計から出資金が出ているが残額はいくらか。

答 5年度末時点で13億7000万円になる。

問 独立採算制が成り立っていないように感じる。また、10年には下水道事業会計の純利益はマイナスになるとされているが、その要因は。

答 人口減少に伴う使用料収入の減少と物価高騰による経費の増加が主な要因となる。

問 スtockマネジメント計画では、年11kmの下水管

の点検をすることとなっているが、現状はどうか。

答 年1～2kmしかできていない。

問 それだと年10kmすべきところできておらず、コストに換算すると1500万円程度になる。この分毎年1500万円程度の経費が上昇することになり、収支が今後成り立つのかという懸念が出てしまう。今後、資本費平準化債を借りた際の問題は。

答 出資金の返済だけでなく、資本費平準化債の返済と金利の発生という問題がある。

問 出資金残高13億7000万円に、今後借りる予定の資本費平準化債17億8700万円を加えると合計31億5700万円になる。金利も合計で2億円。本市財政は一般会計だけでなく、下水道事業会計も厳しい状況にあるという認識は共有してもらいたい。

公共施設再編について

問 今後の収支見通しは。

答 個別施設設計画改訂素案に基づく概算事業費を積算した後に財政収支見通しを作成していく考え。

問 公共施設だけでなく、学校施設も含めて、長寿命化と新築を組み合わせ、キャッシュフローの平準化をすることが重要だ。

虚礼の廃止・寄附の禁止にご理解を！

本市議会では、本市議会議員及び後援団体の活動において、公職選挙法の規定を遵守するとともに、虚礼の廃止と寄附の禁止に関する要綱を定めていますので、市民の皆さんのご理解をお願いします。

虚礼の廃止

- 年賀状、暑中見舞状、就退任状、慶弔電報、メッセージ等の送付
- 名刺広告、協賛広告などへの掲載は禁止されています。

寄附の禁止

- 中元、歳暮の贈答品
- 慶事に対する祝金、花、酒食等
- 弔事に対する香典、楮、供花、供物等
- 就退任に対する祝金、餞別等
- 各種行事に対する寸志、粗品等の提供は禁止されています。

今後の定例議会の予定

四條畷市議会は通年会期制をとっているため、予定されている日程以外にも臨時で議会を開催することがあります（日程は変更される場合があります）

日	月	火	水	木	金	土
12/1	2 本会議(12月初日) 議案審議	3 総務建設常任委員会 付託議案の審査	4 教育福祉常任委員会 付託議案の審査	5 予算決算常任委員会 付託議案の審査	6	7
12/8	9	10	11	12	時間：原則午前10時から 場所：本会議 議場 (市役所本館 3 階) 委員会 委員会室 (市役所本館 3 階)	
12/15	16 本会議(12月2日目) 付託議案の採決・ 一般質問	17 本会議(12月最終日) 一般質問	18	19		



インターネット中継・録画配信で議会のようにご覧になれます

令和6年9月定例議会における議場映像ライブ配信のアクセス件数は、**2130件**でした。

※会議録の掲載は12月中旬の予定です。



こちらを
チェック！

四條畷市議会

検索

<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/shigikai/>